

福井市こども未来条例（素案）に係るパブリック・コメントの実施について

（こども未来部　こども政策課）

1 条例制定の理由

こどもは社会の宝、明るい未来へのかけ橋です。

こどもが日常生活を送る地域社会全体で、こどもの利益を第一に考え、こども、子育てに関わり支えていく環境づくりや機運の醸成が重要なため、こどもや保護者、こどもに関わる多くの市民、そして行政が、こどもを育む社会に関して同じ理想を共有し、ともに手を携えて取り組んでいく基盤として、条例の制定を行います。

2 条例（案）の概要

条例制定にあたっては、誰一人取り残されることなく、すべてのこどもが健やかで豊かに成長できるよう、こどもや若者等の意見を広く聴き、声や想いを反映させました。

1. 名称 「福井市こども未来条例」

条例制定の趣旨や、こども・若者等からの意見を踏まえて検討し、未来に向けて前向きに、こどもたちに羽ばたいてほしいという思いから、「未来」という言葉を入れました。こどもも含め、市民への伝わりやすさから、この名称としました。

2. 趣旨

こどもが、かけがえのない存在であること、無限の可能性を秘めていること、一人ひとりが愛情や人との関わりの中で豊かに育まれることが理想であること、また、権利を尊重することに加え、「こどもが自らの可能性を広げられるよう社会全体でこどもの成長を応援することにより、こどもの未来が輝くまちの実現を目指す」という条例制定への強い思いを盛り込みました。

3 構成

1. 総則（第1条・第2条）

（1）目的（第1条）

こどもを育む上での理想となる姿や、市や保護者など、それぞれの主体が果たすべき役割を明らかにすることで、こどもの未来が輝くまちの実現を目指すことを目的としています。

（2）定義（第2条）

解釈に疑義が生じないよう、「こども」等の本条例における用語の意義を記載しています。

2. 基本理念（第3条・第4条）

こどもの未来が輝くまちを実現するための基本理念を明記しています。また、障がいがあるこどもや外国籍のこどもなど、全てのこどもが基本理念の下で育まれることを示しています。

3. こどもの権利等（第5条）

特に条例で定めることにより周知していくべきと考える、こどもに保障される権利を示すとともに、こども自身も他者の権利を尊重しなければならないことを明らかにしています。

4. それぞれの果たすべき役割（第6条―第10条）

市 （第6条）	基本理念にのっとり、こどもの意見を踏まえ施策を策定することや、保護者など他の主体がその役割を果たすことができるよう支援すべきこと等
保護者 （第7条）	こどもの個性と人格を尊重すること、こどもが社会の中で生きていく力を育むことができるよう導くこと、こどもと向き合い、家庭が心身ともに安らぐ場所となるよう努めること等
地域住民等 （第8条）	こどもを見守ることや、行事等において交流の場や体験の機会を積極的にこどもに提供するよう努めること等
学校等 （第9条）	主体性などのこどもの能力を引き出すことや、学校が安全かつ安心して育ち学ぶ場となるよう努めること等
事業者 （第10条）	雇用する従業員が仕事と子育てを両立できるよう取り組むことや、こどもが職業等への興味を持つことができる機会の提供に努めること等

5. 基本となる施策（第11条―第16条）

こどもの育ちの支援 （第11条）	こどもが健やかに育つことができるよう、安全で安心できる環境を整備し、成長段階に応じた支援を切れ目なく行うこと
遊びや多様な経験、学び等の機会の提供（第12条）	こどもが多様な経験を通じて、自己実現することができるよう、遊びや多様な経験、学び等の機会を提供し、参加できる環境を整えること
こどもの状況に応じた適切な支援等 （第13条）	第11条に定める支援や第12条に定める機会の提供等を、障がいのあるこどもなど特に配慮が必要なこどもについても適切に行うこと
子育て家庭等への支援 （第14条）	妊産婦、保護者等に対して必要な支援を講じることや、ひとり親家庭など様々な状況にある家庭についても適切に支援すること
支援情報の提供及び相談体制の充実 （第15条）	相談窓口等について適切に情報提供することや、関係機関と連携して相談体制を充実させること
周知 （第16条）	この条例の趣旨について、こどもを含めた全ての市民の関心を高め、理解を深めるため、必要な周知を行うこと

4 今後のスケジュール

令和6年12月2日～27日	パブリック・コメントの実施
令和7年1月初旬～下旬	パブリック・コメントの意見集約、結果公表
// 2月下旬	3月定例会に条例（案）を提出
// 4月1日	条例施行